

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月一日

厚生労働大臣 武見 敬三

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。）